

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日  
京都市条例（34号）（文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課）

消費税法及び地方税法の一部改正により，消費税及び地方消費税の税率が  
引き上げられることに伴い，青少年活動センターの使用料の適正化を図る必  
要があるため，京都市青少年活動センター条例の一部を改正することとしま  
した。

この条例は，平成26年4月1日から施行することとしました。

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第134号

京都市青少年活動センター条例の一部を改正する条例

京都市青少年活動センター条例の一部を次のように改正する。

円	円	円	円
900	1,900	920	1,950
600	1,200	610	1,230
400	800	410	820
600	1,200	610	1,230
600	1,300	610	1,330
400	800	410	820
600	1,200	610	1,230
800	1,600	820	1,640
700	1,500	720	1,540
1,500	3,100	1,540	3,180
600	1,200	610	1,230
400	800	410	820
600	1,200	610	1,230
600	1,300	610	1,330
200	400	200	410
5,200	10,400	5,340	10,690
2,600	5,200	2,670	5,340
700	1,500	720	1,540
300	600	300	610
600	1,200	610	1,230
200	400	200	410
600	1,200	610	1,230
600	1,300	610	1,330
1,500	3,100	1,540	3,180
300	600	300	610
700	1,500	720	1,540

別表第2備考以外の部分中

を

600	1,200
400	800
200	400
600	1,200
800	1,600
800	1,600
900	1,800
600	1,200
400	800
200	400
600	1,200
800	1,600
300	600
600	1,200
400	800
200	400
600	1,200
800	1,600
800	1,600
900	1,800
400	800
200	400
600	1,200
400	800
600	1,200
800	1,600
400	800

に,

610	1,230
410	820
200	410
610	1,230
820	1,640
820	1,640
920	1,850
610	1,230
410	820
200	410
610	1,230
820	1,640
300	610
610	1,230
410	820
200	410
610	1,230
820	1,640
820	1,640
920	1,850
410	820
200	410
610	1,230
410	820
610	1,230
820	1,640
410	820

を

に改める。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

- 2 この条例の施行の日前の申請に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局共同参画社会推進部勤労福祉青少年課)